

大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	配水管布設替工事青葉台（第1工区）																
2 工 事 場 所	大和郡山市筒井町他 地内																
3 工 事 期 間	着手の日から 令和6年9月20日 まで																
4 工 事 概 要	<table border="0"> <tr> <td>工事延長</td> <td>406.8m</td> <td>仮設工事</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>GX-DIP管布設φ200</td> <td>201.5m</td> <td>GX-DIP管布設φ150</td> <td>31.1m</td> </tr> <tr> <td>EF-PEP管布設φ75</td> <td>174.2m</td> <td>トレン管布設</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>引込管布設</td> <td>38箇所</td> <td>既設DIP管撤去</td> <td>1式</td> </tr> </table>	工事延長	406.8m	仮設工事	1式	GX-DIP管布設φ200	201.5m	GX-DIP管布設φ150	31.1m	EF-PEP管布設φ75	174.2m	トレン管布設	1箇所	引込管布設	38箇所	既設DIP管撤去	1式
工事延長	406.8m	仮設工事	1式														
GX-DIP管布設φ200	201.5m	GX-DIP管布設φ150	31.1m														
EF-PEP管布設φ75	174.2m	トレン管布設	1箇所														
引込管布設	38箇所	既設DIP管撤去	1式														
5 事業担当課	上下水道部工務課																
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）																
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。																
8 支 払 事 項	<p>前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、請負金額の40%を限度とする。</p> <p>部分出来高払 請求できない。</p> <p>完了払金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。</p>																
9 質 問 事 項	<p>質問書提出日時 令和6年5月28日午前9時から正午まで</p> <p>質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。</p> <p>提 出 先 上下水道部工務課</p> <p>質 問 回 答 日 令和6年5月30日13時から開札前日まで</p> <p>質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧できます。</p> <p>そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。</p>																

特記仕様書

第1条 本工事の施工にあたっては、「上水道工事共通仕様書〔最新版〕大和郡山市上下水道部工務課」（以下「上水道工事共通仕様書」という）によるものとする。ただし、上水道工事共通仕様書に定めのない事項は、奈良県土木マネジメント部(技術管理課ホームページ参照)の「土木工事共通仕様書〔最新版〕」（以下土木工事共通仕様書）、「土木工事施工管理基準〔最新版〕」、「土木請負工事必携〔最新版〕」によるものとする。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

警察協議中であり、また地元自治会との協議が必要なため、監督職員の指示があるまで工事着工を行ってはならない。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

(1) 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

(2) 本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

- ① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。
- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設並びに各関係法令を遵守した奈良県内外の受入施設とし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
アスファルト・コンクリート塊	奈良県アスコン協同組合	3.8km	通常日8:00～17:00 夜間 21:00～30:00 休日 8:00～17:00 休止日（日曜）	中間 （破碎） 最大50cm×50cm× 30cmに限る
建設発生土	さざんかコーポレーション	0.5km + 17.4km	通常日8:00～17:00 夜間17:00～8:00 休日 不可 休止日（日曜日）	埋立処理
鋳鉄管	東商メタル株	4.7km	8:00～17:00 休止（日曜、祝日）	スクラップ

(3) 建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等 (3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記(2)①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

(4) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。

(5) 建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

(6) 工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙建設発生土処理業者一覧・産業廃棄物処理業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

(7) 再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号 一部改正：平成17年7月26日法律第87号）」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
仮 設	1名/日	交通誘導警備員B	昼	無	
仮設（土工）	2名/日				
本 設	3名/日				

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

(2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

8. 各種保険及び退職金制度について

(1) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければ

ならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

2. 材料に関する指示事項

(1) 再生材の使用について

イ. 本工事の施工において使用する再生材（再生CR, 再生粒度調整砕石, 再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20kmの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ. 上記イ. に記載しない再生材の使用にあっても、奈良県産品の使用をより一層努めること

ハ. 再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ. 再生材の使用にあたっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

(2) 本工事に使用する管保護砂は、再生材を使用してはならない。

第3章 施 工

1. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生

じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工事施工時間（通行止め時間）は、午前9時から午後5時を厳守し、現況の道路が舗装されている場合は、必ず当日仮復旧を行い、道路を開放すること。

2. 既設管の撤去、管路埋設位置について

施工に先駆けて試掘を実施し、既設管の埋設位置を確認し、監督職員との協議より管路位置を決定すること。

試験掘りの位置については、監督職員と協議の上、決定するもの。

3. 工法変更への対応

(1) 工事の施工において、湧水・その他障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については工法及び対策を監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(2) 工事中における民政安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

4. 道路上の明示ピンについて

道路上に設置されている明示ピン及び基準点等については支障のある際は事前に測量をし、施工後には復旧すること。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. その他技術者等について

(1) 配管技術者

耐震継手管を使用する工事については配水管工技能者(大口径配水管であれば大口径配水管工技能者)の従事を義務付けるものとする。

また、給水装置工事については、大和郡山市指定給水装置工事事業者にて作業を行い、給水装置工事配管技能者の従事を義務付けるものとする。

配水管工技能者とは、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的として、社団法人日本水道協会が認定した資格であり、給水装置工事配管技能者とは、配水管から水道メーターまでの給水装置工事について適切な技能を有する者として、財団法人給水工事技術振興財団が認定した資格である。

ただし、従事とは直接工事に携わる若しくは工事に携わるものを監督することをいう。

3. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

4. コリンズ(CORINS)への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第5章 その他

1. 工事中電力施設に関する指示事項

本工事に必要な受電設備および現場内配線は、事前に監督職員と協議するものとし、変更する場合も同様とする。

2. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、速やかに監督職員に報告のうえ、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
- リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
- ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ル. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ヲ. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- ワ. 作業過程で個人敷地内に立ち入る場合は、敷地内の住民等に声を掛け了解を得ること。無断進入は絶対にしないこと。
- カ. 工事の影響が直接及ぶ家屋（一時的に断水する場合、家屋の前を掘削する場合等）に対しては、事前の一軒ずつ説明に伺い、理解と協力を得るよう努めること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

(3) 請負人は、指定の期日までに各書類、図面、写真等の資料・報告書を、市指定の方法にまとめて提出しなければならない。

なお、工事記録写真については、土砂運搬、建設副産物・産業廃棄物（各品目）の積込・処分地状況も添付すること。

令和5年11月1日以降 建設発生土処理業者一覧

番号	会社名等	事務所所在地	事務所連絡先等	処分場所在地
1	(株)I.T.O	奈良市南庄町136番地	0742-95-0804	奈良市南庄町136,189-1の一部
66	森高建設(株)	奈良市柏木町383番地	0742-35-0988	奈良市南庄町50,51,52,53,54番
10	吉井建設(株)	葛城市北花内735-1-2	0745-69-3365	奈良市上深川町655-1・656-1・657-1・657-2・661-1の各一部、658 (夜間は昼間受入価格に+500円/m ³)
14	(株)正光	御所市戸毛1116番地	0745-67-1733	御所市戸毛1116番地
15	御所興産(株)	御所市室1193番地の1	0745-62-5053	御所市西寺田480
16	(株)川勝興産	御所市古瀬62-2	0745-67-2111	御所市古瀬1287-3
17	山本商事(株)	御所市城山台587-3	0745-66-0405	御所市古瀬1234-1
19	(株)西隆組	御所市室1423	0745-62-2721	御所市重阪838~841 (夜間は昼間受入価格と同じ) (休日は昼間受入価格と同じ)
21	(有)アサヒ開発	御所市元町325-1	0745-62-3334	御所市元町315
22	(株)南都興産	御所市大字蛇穴406番地の1	0745-64-0010	御所市重阪329番地他
23	(株)上田建設	御所市大字本馬143-1	0745-65-1600	御所市大字柏原1485番4の一部 (4t車に限る)(夜間は昼間受入価格と同じ) (8t車に限る)(夜間は昼間受入価格と同じ) (10t車に限る)(夜間は昼間受入価格と同じ)
24	(有)グリーンパーク	御所市室1426	0745-62-6780	御所市條331、332
31	(株)ハクリュウ	宇陀市室生大野3256	0745-92-2328	宇陀市室生上笠間3664
32	(有)龍田	大和郡山市稗田町426-7	0743-59-3330	宇陀市室生深野206-10
33	(株)岡野土木建材	宇陀市榛原高塚80番地	0745-82-1615	宇陀市榛原内牧1264番地の1の一部、内牧85-1
36	(株)ササオカ	宇陀市大字陀野依687番1	0745-83-2322	宇陀市大字陀野依687番1
37	(株)西岡組	宇陀市大字陀野依276-1	0745-83-0330	宇陀市大字陀麻生田780-1外9筆
38	西峯土木	宇陀市大字陀内原94-11	0745-83-2765	宇陀市大字陀小附193-1他
39	松塚建設(株)	宇陀市榛原福地610-1	0745-82-1371	宇陀市菟田野平井323
40	大和環境リサイクル(株)	宇陀市菟田野宇賀志5番地の5	0745-84-4111	宇陀市菟田野稲戸442他
42	一般財団法人北山郷文化保存会	吉野郡上北山村大字河合350	07468-3-0020	吉野郡上北山村大字小椋615-3
44	(株)ヤマト興産	五條市二見5丁目4番1号	0747-22-3816	五條市二見5丁目1183番地1他 (2t車に限る) (4t車・10t車に限る)
48	東和開発(株)	宇陀郡御杖村大字桃俣2346番地	0745-95-2015	宇陀郡御杖村大字桃俣156-1-2
50	(株)五協	橿原市見瀬町696番地の1	0744-51-1115	五條市大塔町篠原76番地 他1筆
52	(株)中家建設	吉野郡下市町原谷261番地の1	0747-52-9315	吉野郡下市町原谷261番1
55	(株)東海	御所市東佐味700	0745-66-2171	御所市大字内谷117-37
56	(株)さざんかコーポレーション	大和高田市中今里町10番20号	0745-52-1077	天理市藤井町962外13筆、天理市田町869-1外4筆 (夜間は昼間受入価格に+150~500円/m ³)
60				奈良市上深川町657-1、657-2、661-1各々一部 (夜間は昼間受入価格に+270~600円/m ³)
57	佐々竹建設(株)	宇陀市大字陀芝生1番地	0745-83-2249	桜井市赤尾285番、浅古477番1 (夜間は昼間受入価格に+500円/m ³) (休日は昼間受入価格に+500円/m ³)
58	(株)丸山土木	御所市大字小林263-1	0745-62-4434	御所市大字小林561 外18筆
61	(株)TYコーポレーション	磯城郡田原本町大字鍵127-4		奈良市月ヶ瀬石打2-12、17-4、-5、18-7、-8、-10、-19、4449-1、-2 (夜間は昼間受入価格に+250円/m ³) (休日は昼間受入価格に+250円/m ³)
62	(株)森川商店	大和高田市内本町8番20号	0745-22-3636	吉野郡大淀町大字芦原550
63	(株)大起環境	大阪市中央区島之内一丁目21番地23号大起興産長堀橋ビル7階	06-6243-0005	北葛城郡王寺町藤井765番外32筆
64	(株)中和當舖	桜井市大字浅古1097-1	0744-42-0751	桜井市大字高田890番地他
65	(株)大國	奈良県宇陀市大字陀守道958番地	0745-87-2122	宇陀市大字陀守道(元下953、954、955・元下1091-1、1092)の一部 元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
67	(株)大幸土木建設	大阪府枚方市川原町11-18ペルフォーレ308号	072-894-7290	生駒市高山町2050-2 (夜間は昼間受入価格に+818~1060円/m ³) (休日は昼間受入価格に+818~1060円/m ³)

※すべて地山単価である。

※上記受入施設は奈良県の審査を受け、受入施設の登録を行っている施設である。

※受入価格は発生した副産物の状態により、価格が変動する場合がありますので事前に確認すること。

令和5年11月1日以降 産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したものの)																					
				工作物除去に伴って生じた不要物					木くず						建設汚泥				その他						
				アスファルト塊・コンクリート塊					木系廃材			剪定・伐採木			建設汚泥				プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維クズ	陶磁器クズ	石膏ボード
				Asクズ	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	角材・ 板材	柱材	合板・ パネヤ	化粧板・ ハチカ ボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化物)	(脱水ケー キ)	(軟弱土)							

最終処分場(88～96)

88	(株)南都興産	御所市重阪329番地他 (夜間は昼間受入価格の20%増 ・休日は昼間受入価格の50%増)	最終(管理)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
90	(株)正光	御所市戸毛1082-1外3筆	最終(安定)																		○	○	○	○		○
91	奈良県合同砕石(株)	吉野町津風呂183-1,184番地	最終(安定)	○	○	○	○	○													○	○	○	○		
92	(株)丸山土木	御所市大字小林561外18筆	最終(安定)	○	○	○	○	○													○	○	○	○		
93	(有)馬本賢商店	平群町大字福貴711番1外6筆	最終(安定)	○	○	○	○	○																		
96	日本資環(株)	五條市西吉野町夜中391番地の2	最終(安定)	○	○	○	○	○													○	○	○	○	○	○

・Asクズ:アスファルト切削くず As塊:アスファルト掘削塊 Co有筋:コンクリート塊(有筋) Co無筋:コンクリート塊(無筋) Co二製:コンクリート二次製品(有筋)(As塊・Co塊・Co二製は30cm角以下を標準とした受入価格。30cm角以上となる場合は、別途見積もりを徴収すること。)

木くず:建設発生木材(角材)、剪定・伐採木(枝葉、幹、根) プラ:廃プラスチック類(発泡スチロール、廃合成建材等) ゴム:天然のゴムくず 金属:鉄くず、トタンくず等

・受入価格は発生した副産物の状態により、価格が変動する場合がありますので事前に確認すること。

・単価表で○印の付いている箇所の単価については、取扱許可品目をさせていただきます。

・三重県、和歌山県内の処分場(単価表で☆印のついている箇所)の単価については、奈良県技術管理課に問い合わせること。

*上記の処理業者は令和5年8月末現在、奈良県又は奈良市(一部三重県、和歌山県の許可業者を含む。)の産業廃棄物処分量の許可を受けた業者(「工作物の除去に伴って生じた不要物」、又は「木くず」、又は「汚泥」を取り扱う業者で、上表のいずれかの品目を取り扱っている業者)です。

